

大分大学経済学部学科長に関する規程

平成16年4月1日制定
平成16年経済学部規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第4条第5項の規定により、大分大学経済学部（以下「本学部」という。）に置く学科長に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学部総合経済学科に、学科長を置く。

(任務)

第3条 学科長は、次の各号に掲げる事項について学部長を補佐する。

- (1) 学科の人事に関すること。
- (2) 学科の教育課程に関すること。
- (3) 学科の教育に関すること。
- (4) 学科の学生指導に関すること。
- (5) その他学科運営に関すること。

(任期)

第4条 学科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(選考)

第5条 学科長は、教務委員長をもって充てる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学科長に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年経済学部規程第4号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和6年経済学部規程第2号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。